

申請等手数料一覧(1-1)
(札幌市建築基準法施行条例 第6章の2)

作成：令和7年4月1日

1 建築確認・計画通知・検査

床面積の合計		建築確認 計画通知	中間検査	完了検査		省エネ基準適合に係る完了検査(※)	
				中間検査対象	中間検査対象外	工場等(※)	工場等以外
建築物	30㎡以下	28,000 (11,000)	13,000	18,000	19,000 (15,000)	4,000	11,000
	30㎡を超え 100㎡以下	32,000 (18,000)	16,000	19,000	20,000 (18,000)	4,000	12,000
	100 " 200 "	41,000 (27,000)	19,000	27,000	28,000 (22,000)	4,000	13,000
	200 " 500 "	65,000	23,000	41,000	44,000	6,000	20,000
	500 " 1,000 "	115,000	37,000	62,000	66,000	7,000	29,000
	1,000 " 2,000 "	159,000	49,000	81,000	87,000	9,000	37,000
	2,000 " 10,000 "	309,000	121,000	157,000	168,000	13,000	57,000
	10,000 " 50,000 "	546,000	202,000	319,000	340,000	24,000	113,000
	50,000㎡を超えるもの	1,082,000	377,000	661,000	703,000	45,000	217,000
昇降機・建築設備(1基につき)		16,000	—	—	23,000	※昇降機・建築設備、工作物の計画	
小荷物専用昇降機(1基につき)		10,000	—	—	16,000	変更は1基につき9,000円(小荷物専用昇降機は7,000円)です。	
工作物(1基につき)		16,000	—	—	19,000		

※()内は建築基準法施行令第10条第3号又は第4号に掲げる建築物の場合の手数料です。

※省エネ基準適合に係る検査が必要な場合は、完了検査の申請手数料に、省エネ基準適合に係る完了検査の手数料が加算されます。

※工場等：工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※直近の申請が札幌市に提出されていないもので、その後の申請を札幌市に行うものは別途の手数料が必要となります。

詳細につきましては、札幌市建築指導部建築確認課にお問い合わせください。

【建築物の床面積の合計の算出方法】

完了建築検査	①建築する場合(移転を除く)	当該建築に係る部分の床面積の合計
	②移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更する場合	当該移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更に係る部分の床面積の合計の2分の1
	③上記①及び②を同時に行う場合(例：増築と既存部分の用途変更を同時に行う場合)	「上記①に係る床面積の合計」と「上記②に係る床面積の合計の2分の1」の合計
	④既に確認を受けた計画を変更する場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加部分の床面積)の合計
中間検査	①2階の床及びはりに鉄筋を配置する工事(階数3以上で共同住宅を含むもの)	2階の床面積とそれより下の階の床面積の合計
	②木造の軸組または耐力壁の工事(地上3階建以上で共同住宅を含むもの)	各階の床面積の合計(①の検査を受けたものは、①の床面積を除く)
	③鉄骨造で初めて施工する階の建方工事(地上3階建以上で共同住宅を含むもの)	当該工程に係るはり等によって支えられる階の床面積と、それより下の階の床面積の合計(①の検査を受けたものは、①の床面積を除く)

※「計画変更申請」・「中間検査」の詳細については「札幌市建築確認申請の手引き」参照

建築確認において省エネ基準への適合 **仕様基準**により確認したものは、建築確認又は計画通知の手数料に次の手数料が加算されます。

(円)

種別	床面積の合計	建築確認 計画通知	" (変更)
一戸建ての住宅	200㎡以下	18,000	9,000
	200㎡を超えるもの	19,000	9,500
一戸建ての住宅 以外の住宅	300㎡以下	34,000	17,000
	300㎡を超え2,000㎡以下	58,000	29,000
	2,000 " 5,000 "	104,000	52,000
	5,000㎡を超えるもの	158,000	79,000

手数料の計算例

例1 一戸建ての住宅(2階建て、150㎡)の確認申請手数料

省エネ基準の適合を省エネ適判により判定する場合 41,000円

(別途、省エネ適判が必要です。)

省エネ基準の適合を仕様基準により確認する場合 41,000円+18,000円=59,000円

例2 一戸建ての住宅(2階建て、150㎡)の完了検査申請手数料

28,000円+13,000円=41,000円

例3 一戸建ての住宅(平屋、120㎡)の確認申請手数料

建築基準法施行令第10条第3号又は第4号に該当する場合 27,000円

例4 一戸建ての住宅(平屋、120㎡)の完了検査申請手数料

建築基準法施行令第10条第3号又は第4号に該当する場合 22,000円

例5 床面積2,500㎡の建築物の確認申請手数料

工場以外・工場等とも 309,000円

(別途、省エネ適判が必要です。)

例6 床面積2,500㎡の建築物の完了検査申請手数料

工場以外の場合(中間検査なし) 168,000円+57,000円=225,000円

工場等の場合(中間検査なし) 168,000円+13,000円=181,000円

申請等手数料一覧(1-2)

(札幌市建築基準法施行条例 第6章の2・札幌市証明等手数料条例 別表)

作成：令和8年4月1日

2 許可・認定・指定

許 可	法第85条第6項(仮設)	120,000円
	法第87条の3第6項(一時的な用途変更)	
	法第43条第2項第2号(接道)	33,000円
	法第44条第1項第2号(公衆便所等)	
	法第53条第6項第3号(建ぺい率)	
	法第48条第1項~第13項(用途地域)	180,000円
	法第86条第3項 (複数建築物の特例の許可)	建築物の数(N) $160,000円+(N-1) \times 28,000円$
	法第86条第4項 (複数建築物の特例の許可)	建築物(建築等をしようとするものに限る)の数(N) $160,000円+(N) \times 28,000円$
	法第86条の2第2項 (一敷地内認定建築物以外の建築物の新築・一敷地内認定建築物の増築等の特例の許可)	建築物(新築又は増築等をしようとするものに限る)の数(N) $160,000円+(N) \times 28,000円$
	法第86条の2第3項 (一敷地内許可建築物以外の建築物の新築・一敷地内許可建築物の増築等の許可)	現に存する建築物の数(N) $6,400円+(N) \times 12,000円$
法第86条の5第1項 (複数建築物の許可の取消)	6,400円+(N) × 12,000円	
上記以外の建基法に基づく許可	160,000円	
指 定	法第42条第1項第5号(道路位置指定の新規・変更)	51,000円

認 定	法第7条の6第1項第1号・第2号(仮使用)	120,000円
	法第86条第1項(一団地)	建築物の数(N)が 1または2... 78,000円 3以上... $78,000円+(N-2) \times 28,000円$
	法第86条第2項(連坦)	建築物(建築等をしようとするものに限る)の数(N) 1... 78,000円 2以上... $78,000円+(N-1) \times 28,000円$
	法第86条の2第1項(認定外建物)	建築物(新築又は増築等をしようとするものに限る)の数(N) 1... 78,000円 2以上... $78,000円+(N-1) \times 28,000円$
	法第86条の5第1項(複数建築物の認定の取消)	現に存する建築物の数(N) $6,400円+(N) \times 12,000円$
	法第86条の8第1項、第3項 法第87条の2第1項、第2項 (全体計画認定・変更認定)	表Aに掲げる手数料+27,000円
上記以外の建基法及び建基法施行令に基づく認定		27,000円

表A：全体計画認定(変更)に係る加算手数料

床面積の合計※1	手数料(円)	
	特例建築物※2	特例建築物以外
30㎡以下	5,000	23,000
30㎡を超え 100㎡以下	12,000	27,000
100 " 200 "	21,000	35,000
200 " 500 "	—	58,000
500 " 1,000 "	—	106,000
1,000 " 2,000 "	—	150,000
2,000 " 10,000 "	—	298,000
10,000 " 50,000 "	—	535,000
50,000㎡を超えるもの	—	1,071,000

※1 認定に係る建築物の床面積の合計(変更部分は床面積の1/2の合計)

※2 特例建築物:建築基準法施行令第10条第3号又は第4号に掲げる建築物

3 その他

○証明等(1件につき)

住宅用家屋証明	1,500円
他の証明	400円
道路指定台帳の写し	300円

○マンションの再生等の円滑化に関する法律
第163条の59に基づく許可(1件につき)

160,000円

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律
第18条に基づく許可(1件につき)

160,000円

○優良住宅認定(1件につき)

申請敷地面積が1,000㎡未満		申請敷地面積が1,000㎡以上	
床面積の合計	円	床面積の合計	円
100㎡以下	6,700	100㎡以下	6,700
100㎡を超え 500㎡以下	9,300	100㎡を超え 500㎡以下	9,300
500 " 2,000 "	13,800	500 " 2,000 "	13,800
2,000 " 10,000 "	39,200	2,000 " 10,000 "	39,200
10,000㎡を超えるもの	48,000	10,000 " 50,000 "	48,000
		50,000㎡を超えるもの	63,900